

生活困窮者の農業就労訓練に関する地域間連携 ～新たな農福連携モデル～

主任研究員 濱田 健司

目次

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. はじめに | 4. 取組みの留意点 |
| 2. 都市・農村地域間の取組み（事例1） | 5. これまでの取組みによる主な効果 |
| 3. 都市近郊農業地域での取組み（事例2） | 6. 今後の取組みと可能性 |

1. はじめに

近年、農福連携の「福」の対象が身体・知的・精神に障がいを抱える障がい者（認定を受け、手帳を有する者）だけでなく、さまざまな原因で社会に生きづらさを抱える者へと広がりをみせている。

これは農の「癒し」「健康づくり」等の効果を発揮する作用、いわゆる「農の福祉力」が生きづらさを抱える人々にとって有効であると考えられるからである。厚生労働省はこうした効果に期待し、障がい者だけでなく、生きづらさを抱える生活困窮者の就労訓練に繋がるものとして位置づけている。

生活困窮者とは、障害者総合支援法や生活保護法等のセーフティネットから抜け落ち、かつ現在の自分の力や生活環境では自立が困難な人々をいう¹。若者未就業者、就労経験の少ない若者、引きこもり、障がい者とのグレーゾーンにいる者などである。

こうした人々の自立を支援するために厚生労働省は平成27年度より「生活困窮者自立支援法」を施行した。平成28年度には生活困窮者を対象に心身のリハビリ・生活リズムの回復・就業体験を促し、かつ就農支援を図るための「生活困窮者等の就農訓練事業」4.2億円を新規予算計上している。

また農林水産省も障がい者などの就労訓練や就労について、農業現場における労働力・担い手不足の状況にある課題解決にも繋がるものとして早くから注目してきた。平成25年度より、障害者福祉事業所や農家等が地域の障がい者や高齢者等のための福祉農園を整備したり、農福連携に取り組みやすくするためのハード・ソフトを支援する「都市農村共生・対流総合対策交付金」および「農」のある暮らしづくり交付金（平成26年度より「都市農業機能発揮対策事業」として実施）を創設している。この中では生活困窮者を対象とした福祉農園も対象となっている。

上記のように中央省庁で制度や施策が整備される一方、地方自治体においても生活困窮者へ

1 生活困窮者とは、生活困窮者自立支援法において「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされ、具体的には「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」によれば①直近の就労経験が乏しい者。例えば、いわゆる引きこもりの状態にあるもしくはあった者またはニートの者（長期間失業状態が続いている者、未就職の高校中退者等）、②身体障害者等であって、障害者総合支援法に基づく障害者就労移行支援事業等の障害福祉サービスを受けていない者や身体障害者等とは認められないが、これらの者に近似して一定程度の障害があると認められる者や障害があると疑われる者。詳細は、濱田健司「農福連携における農業分野での就労の広がり可能性」『共済総研レポート』（平成27年8月号）を参照。

の農業による就労訓練が取り組まれつつある。

そこで本稿では、新たな農福連携モデル、特に生活困窮者の農業による就労訓練モデルとなる取組みとして、大阪府における2つの事例(①都市・農村地域間での取組み、②都市近郊農業地域での取組み)についてみていく。

2. 都市・農村地域間の取組み(事例1)

大阪府豊中市と高知県土佐町では、都市側の失業者や生活困窮者などの就労の困難な人々(就労困難者)が農業体験研修ができる「ファームビズ」を平成25年度より実施している。この取組みは、豊中市が府の交付金を活用し、土佐町等の農業法人の協力を得て、参加者の事前研修・現地支援などの業務を大阪市の株式会社FPI(農業塾等を運営する会社)等へ委託し、農業法人において体験研修を行うというものである。

この研修参加者の中にはフリーター・求職者のほか、就職で失敗したり、全く就職経験のないニート・引きこもりなどがいる。

そして研修後、土佐町への移住や受入れ側の農業法人への就職を果たした者もいる。さらには、他地域の農村地域での就農を目指す者も現れている。

都市の生活困窮者等が農村地域での農業の研修(就労訓練)を通じ、都市から農村へ移住・就農するモデルである。

(1) 経緯

① 都市側の背景

豊中市は、戦後開発が進み千里丘陵のニュータウン建設が行われ、名神高速道路・大阪環状線等が開通し、新大阪駅や伊丹空港にも近い、平成28年7月1日現在世帯数171,483世帯・人口394,788人のベッドタウンである。近年は65歳以上の人口割合が25%を超え、高齢化がすすんでいる。

豊中市は、全国に先駆けて生活困窮者支援に取り組んでおり、平成15年から障がい者や貧困

な一人親の子ども、ニートなどの就労困難者の相談支援を行う地域就労支援に取り組み、さらに平成23年より内閣府のパーソナル・サポート・モデル・プロジェクト事業を通じて、より包括的な自立支援へと発展させている(平成25年より「暮らし再建パーソナルサポート事業」として実施)。また平成18年より無料職業紹介事業を行い、労働需要側である企業等との関係づくりをすすめ、企業等での体験研修を通じて自己有用感(属する集団の中で自分が大切な存在であることを認識すること)を高め就労を実現する支援を行っている。

豊中市の要介護認定者数は平成20年13,950人⇒平成24年17,184人、障害者手帳所持者数は平成20年17,271人⇒平成24年19,708人、生活保護世帯数は平成20年5,316世帯⇒平成24年7,208世帯と増加している一方、雇用者数は平成12年148,917人⇒平成22年134,363人、その中での常勤雇用の割合は平成12年85.7%⇒平成22年57.1%と減っている。

つまり、少子高齢化がすすむ一方で、様々な困難を抱える人々の増加や低所得層の拡大とともに、支援対応する現場によれば自らのキャリア開発、就労自立の方向に自信をもてない人々が増えているという。こうした環境変化の中、生活困窮者の自立支援が求められている。

一方で、平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行され、福祉事務所を設置する自治体では①自立相談支援事業の実施および住居確保給付金の支給が必須事業とされ、②就労準備支援事業、一時生活支援事業および家計相談支援事業等が任意事業とされている。そして都道府県知事、政令市長、中核市長は、③就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の認定と推進をしなければならない。つまり、自治体は、これまで以上に就労支援策を拡充しなければならないことになっている(福祉事務所が設置されていない自治体の場合、都道府県が実施)。

こうしたことが背景となり、豊中市は生活困

窮者や就労困難者等に対する自立就労支援をさらに強化することとなる。

② 農村側の背景

土佐町は高知市から車で1時間ほどのところにある、四国のほぼ中央部の標高300～500mに位置する中山間地域である。町の東西には吉野川が流れ、四国の水源である早明浦ダムがある。平成28年7月現在世帯数1,995世帯、人口は4,048人で高齢化率は40%を超え、基幹産業は農業および林業などの第一次産業である。

農業生産者は、高齢化と後継者不足により労働力・担い手が不足する状況になっている。

こうした中で、JAは地域の農業を支え活性化するために平成23年にJA出資型農業法人株式会社れいほく未来を設立している。

法人は、水稻苗・野菜苗の育苗、水稻生産、ピーマン・シシトウなどのれいほく八菜生産、土佐あかうしの繁殖～肥育、米粉生産・販売、そして農作業受託を行っている。法人は役員3名、正職員6名、JA出向者2名、パート6～7名により運営されているが、若者の採用は難しく、地域全体でも農業分野での若者の就労、定住が思うようにすすまない状況にあった。

(2) マッチングと仕組み

そのような中、豊中市は都市側のニーズと農村側のニーズを結びつけ、交付金などを活用し、平成26年度より土佐町等での農業体験研修制度を構築した。研修は農業法人において原則3週間のプログラムで実施する。

研修生は支援機構（詳細は後述）等での就労相談を通じてのほか「地域若者サポートステーションセンター」²からの紹介などで集められている。土佐町へは研修生が自ら赴き、土佐町が無償で提供する町の施設に宿泊し、そこから研修先の農業法人へ通い、研修を受ける。そしてFPIが現地での研修や中間面談、交流会の開

催、送迎、農業法人での研修時のサポートなどの就労支援を行っている。

研修にかかる主な費用は、体験研修運営や日常生活等支援、個別就労支援にかかるFPI等への委託費である。交通費は研修生の自費、研修を受け入れる農業法人への報酬はないが、研修生がパートに近い労働力となっている。食事は地域で食材をもらったり、共同で購入し自分達で作るため、少額の自己負担で済んでいる。委託費については豊中市が大阪府の緊急雇用創出事業を活用し、「都市から農村へ」就業拡大サポートビジネス創出事業としてFPI等へ支払っている。

研修を実施するにあたって豊中市は、事前に次のことを行っている。①研修生がどのような生活歴・特性などを持っているかを把握し、受入れ側（農業法人）に情報提供すること。②受入れ側への生活困窮者や障がい者などについての理解とコミュニケーション方法などのレクチャー。③農業法人での3週間の研修プログラムの作成である。

さらに研修実施時には④体験研修期間中の研修生への個別対応にあたる第三者（FPI）の支援員派遣を行っている。

1回の研修で3～10名程度が参加し、初年度は2か月に1回ほどのペースで実施した。これまでに12回実施、最近は参加ニーズは高いが、土佐町での雇用の受け皿が限られていることから半年に1回位のペースとなっている。

延べ71名が参加し、れいほく未来へ就職した者は4名になっている。また他県で就農した者が1名、種苗会社へ1名、農産物直売所へ1名が就職している。

さらに土佐町を含めた高知県へ移住を希望する者は14名、他県へ移住を希望する者は16名（うち13名が就農希望者）にのぼっている。

2 働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う機関。厚生労働省が、全国の若者支援の実績やノウハウのあるNPO法人や株式会社などに委託し実施している。

ほかに研修終了後、本格的に新規就農するために農業学校や大学院へ通う者、林業へのインターンを希望する者まで出てきている。

3. 都市近郊農業地域での取組み（事例2）

大阪府泉佐野市のNPO法人おおさか若者就労支援機構（以下、支援機構）は、早くから泉州地域（大阪府南西部）のニートや引きこもりを対象とした生活訓練・就労訓練を実施しており、プログラムに農業生産を組み込み、農業等を通じた社会復帰をすすめてきた。

さらにはニートや引きこもりから社会復帰した者（元当事者）同士が農業法人を設立し、耕作放棄地を管理するとともに、社会復帰支援を必要とする他のニートや引きこもりへの就労訓練を行うまでになっている。

また支援機構は農業法人とともに地域ブランドの開発、地域農業の活性化、そして、都市地域から農村地域の就労訓練へ送り出す、生活困窮者等の農業体験研修制度にも取り組んでいる。

この取組みは都市地域の生活困窮者等が、都市近郊農業地域において農業体験研修を行い一般就労するモデルであり、また最初に都市近郊農業地域で事前の農業体験研修を行い、さらに農村地域で農業体験研修を行い、農村地域へ移住・就農するモデルである。

支援機構では今後、大手企業とも連携し、都市地域から泉佐野市（都市近郊農業地域）への移住を図るモデル構築も目指している。

(1) 経緯

泉佐野市は、豊中市より関西国際空港方面へ向かい、電車で1時間ほどのところにある。人口100,934人、世帯数45,302世帯で、商・工業が盛んであるが農地や住宅地も広がっている。

現在も宅地開発がすすむ一方、農業は兼業化がすすむとともに高齢化も進展しており（平成22年：基幹的農業従事者708名、うち65歳以上358名）、耕作放棄地が増加する傾向にある（平成22

年：24ha⇒平成27年：32ha）。耕地面積は597haで、水田576haと主な農産物はコメであるが、農地管理が問題となりつつある。

一方、ニートや引きこもりの問題も発生し、生活困窮者自立支援法が施行される中で、生活困窮者への対応が求められている。

(2) 取組み内容

1) 都市近郊農業地域での農業体験研修

農業による就労訓練事業については、かつて厚生労働省がすすめた「若者自立塾」事業を支援機構が受託し、平成17年から制度が廃止される平成22年まで実施した。宿泊型で共同生活を行い、その中で農業見学や農業体験を行った。平成19年からは地域若者サポートステーション事業を受託し、その中でも農業イベントやフォーラムなどを開催し、農業体験を行った。平成22年にはニート・引きこもりを主体にした農業での起業へ向けた農地探しを開始し、平成24年より若者就労支援を目的とした「アグリ事業部」を創設している。耕作放棄地を活用した泉州ブランドの野菜生産を始めるとともに、直売所やスーパーと契約を結び販売を行っている。また同年、地域の労働力不足に対応するための「アグリヘルパー事業」も開始している。そして社会的な課題をビジネス手法で解決する社会的企業を目指して、平成27年に農業法人の株式会社泉州アグリを設立し、支援を受け社会復帰を果たした元当事者が中心となって就労訓練（農業体験研修）を行うようになった。

現在、支援機構は泉佐野市で都市と地方をつなぎ、生産・加工・販売を学ぶための「泉佐野アグリカレッジ」を創設し、そこで、泉佐野市で農にまつわるイロハを学ぶ5日間（定員10名）の「6次産業体験コース」を通年実施している。主に農作業の体験を行い、農産物の加工・販売体験・堆肥づくり体験なども行っている。

5年間で延べ120名が研修を受け、そのうちの3～4割が農業生産や農産物加工・販売にかかる仕事に就職し（12名が就農）、さらに2～3割

が一般就労している。

2) 都市と地方をつなぐ取組み

平成27年度より支援機構は、農業の基礎をまず泉州アグリで体験させ、次に希望者を農業生産者の高齢化がすすむ青森県弘前市へ送り出し、弘前市でリンゴ生産を行う農業法人等で専門的な農業体験をさせるという取組みを行っている。

泉佐野市と弘前市の両市が共同で提案し、国の地方創生関連予算の交付金を活用し「都市と地方をつなぐ就労支援カレッジ事業」（若年無業者・就労経験の少ない若者等を対象）として実施している。支援機構・泉州アグリ・A'ワーク創造館（詳細は後述）の3団体で構成する「泉州アグリカレッジ企業共同事業体」へ委託し、農業体験研修を行っている。

都市側の窓口は支援機構となり、阪神間の自立支援団体と連携して参加者を集め、必要に応じて生活訓練・相談対応も行い、泉州アグリが都市近郊農業地域において事前の農業等にかかる農業体験研修（前述の5日間の「6次産業体験コース」）を行う。「6次産業体験コース」については、特に何らかの生きづらさを抱える者には必ず受講してもらっている。またこの5日間のコースは何回でも利用できる。

受入れ側の地方側としては、弘前市が健康福祉部に生活困窮者等の支援を行う「就労自立支援室」を設置し、ここが地域の農業法人等への仲介、プログラム作成、研修時の支援員派遣などを行っている。

弘前市では地域の農業法人等が農業体験研修を実施する。農業体験研修は、「ひとかじりコース」と「まるかじりコース」とに分かれている。「ひとかじりコース」は2泊3日・定員3名で、リンゴづくりについて生産者から話を聞いて、見学するというもの。「まるかじりコース」は2週間・定員8名でリンゴ生産体験を行うもので、リンゴの剪定作業、堆肥散布・支柱立て、出荷作業などを行う（平成28年度は1～3週間の間でコースが選べたり、加工などの体験ができる）。

これまで平成28年に「ひとかじりコース」は2回、「まるかじりコース」は2回実施され、体験者は21名となっている。

費用については、交通費は研修生の自費、宿泊・食事などにかかる費用や支援員の派遣費用は交付金を活用している。

3) 元当事者が起業した泉州アグリ

泉州アグリは元当事者が起業し農業参入したことで、困難を抱える若者の気持ちを理解できる就労支援や農業体験研修を行っている。

全ての取締役3名が元ニート・引きこもりで、そのうち1名が代表取締役となっている。そのほか元当事者の従業員7名、さらに非当事者2名が雇用されている。従業員の年齢は19歳から45歳で、就労後結婚した者もいる。

① 事業内容

事業内容としては、ア) 借り受けた耕作放棄地等の農地で農業生産（約50種類の農産物を3ha（25ヶ所）で生産）を行う「耕作放棄地活用事業」、イ) 労働力の不足する農家から農作業受託（大規模に生産する農家5戸での収穫作業や選別作業等）をする「アグリヘルパー事業」、ウ) 生産した野菜を販売する「まちづくり型6次産業化事業」を実施している。このほかにエ) 泉州ブランド野菜である水ナスを一本漬する「農産物加工事業」、オ) 野菜工場の残渣と剪定樹木の廃材を合わせた独自の堆肥製造・販売も行っている。そしてカ) 前述の「都市と地方をつなぐ就労支援カレッジ事業」の一部（就労訓練）を担当している。

「まちづくり型6次産業化事業」では、貧困層の多い住宅街等で朝市や夕方市を開催、また南海電鉄なんば駅のエキナカでの直売所運営、ダイエーやイトーヨーカドーなどのスーパーへの契約販売、近隣の直売所への出品、ホテルや駅前での不定期でのマルシェ販売などを行っている。

② 地域との関係

泉州アグリが新たな農業生産に取り組む場

合、農地を借りている農家などが技術指導で協力している。また、アグリヘルパーで入った農家の中には、選別・出荷場所をわざわざ整備し、無償で貸してくれているところもある。さらに農地を借りている農家やアグリヘルパーに入っている農家から地域のリタイアする農家を紹介してもらい、格安で中古機械を購入させてもらったり、無償でもらうなど、地域での信頼関係が構築されるにしたい、農家がいろいろな側面で協力をするようになっている。

農家にとってはアグリヘルパーを頼むことで、長期の旅行などにも行けるようになったり、自分では耕作できなくなった農地を管理してもらえるようになっている。

そのほか、泉州アグリでは、障がい者の通う就労継続支援B型事業所へエダマメや水ナス等の選別や袋詰めや加工などの作業を委託している。

4. 取組みの留意点

(1) 都市・農村地域間における就労訓練の取組み

この取組みに当たって重要となるのは主に次の7点と考えられる。

① 受入れ側の不安を取り除くこと

受入れ側の農業法人等の不安を取り除くため、まず専門家が研修の前に生活困窮者や障がい者等に対する対応方法についてレクチャーする。次に研修プログラムを専門家と一緒に作成する。そして研修時に現場で外部支援員がサポートする体制を整えることが重要となる。

② 研修生の年間を通じた作業イメージの理解

短期間ではあるが、座学を含め年間を通じた作業をイメージできるプログラムを構築することが大切となる。

③ 当初から就農や移住を必ずしも希望していない研修生にも不安を感じさせないこと

研修生は研修後、「農業生産に従事しなければならない」「土佐町や弘前市に定住しなければならない」ということを設定しないことが重要

となる。研修生にとっては、就農や移住は精神的な負担が大きいためである。

④ 研修生の特性に対応すること

研修生個々に合った作業や教え方が必要なため、事前に研修生の生活歴・性格・生活習慣を把握し、専門家より農業法人等にしっかり伝えることが重要となる。

⑤ ジョブ型の就労体験をさせること

ジョブ型の就労は特定の仕事(ここでは農業)に人を張りつけ、その仕事の存続や遂行能力に応じて雇用継続や待遇が決まるということを学ぶ(それに対し、職務を定めず雇用するタイプをメンバーシップ型という)。

⑥ 研修生が農村での生活環境や仕事環境に慣れるようにすること

研修生にとって農村での研修は、今までの生活環境から離れ、全く新しい環境となる。そこで集団生活に慣れてもらったり、他人とコミュニケーションが図れるよう、最初の1週間は交流し、座学や軽作業を学ぶプログラムとする。

⑦ 研修生の自己肯定感を育てること

自分に自信が持てない者が多いため、自分の強み、弱みを受容できるよう、作業や生活を振り返るよう毎日自分を評価してもらい、自信が持てない場合は自信が持てるような声掛けをしていく。また個々に合う作業を教え、徐々に任せていく。小さな成功体験を重ね、就労や農業ができると思うようにしていく。

(2) 都市近郊農業地域における就労訓練の取組み

都市近郊農業地域における就労訓練についても上記の環境変化対応の⑥を除く①～⑤、⑦が重要となる。そして特に生きづらさを抱える者を受け入れる場合は、研修生の特性を時間をかけてでもしっかり把握すること、農業への適性を見極めることが大切となる。必要に応じて障害福祉サービスの受給をすすめたり、焦らずじっくり時間をかけ信頼関係を構築していくことが重要となる。

なお、都市近郊農業地域での研修は生活環境

が変わらないことから、より強く生きづらさを抱える者を受け入れる最初の間としての機能を担うことができる。

(3) 専門家、行政の関わり

2つの取組みにおける農業法人等へのレクチャー、現地研修のプログラムの作成にあたっては、「A' ワーク創造館（大阪地域職業訓練センター）」³が協力している。

同館は、各種職業訓練を行うとともに、訓練参加者の個別支援の就職マッチング、また高校等での若者の自立就労支援を行っている。さらに、地域や自治体における就労支援の仕組みづくりや人材育成をすすめている。

かつて豊中市で就労支援業務に従事してきた現・同館職員の西岡正次氏が中心となり、これらの取組みの企画、各行政との仲介を行い、さらに研修プログラムの作成協力などを行った。また豊中市、土佐町、泉佐野市、弘前市等の基礎自治体が就労支援で連携できたことで、これらの取組みがすすんだといえる。

このように取組みには専門家の協力・連携、基礎自治体の支援・連携が重要となる。

5. これまでの取組みによる主な効果

(1) 都市・農村地域間の取組み

都市地域にとっては、農業生産は生活困窮者等の就労訓練・就労の機会となっている。

農村地域の農業法人等にとっては研修生は将来の労働力になる、雇用に繋げることができる、研修生が来ることで作業内容を見直す（より丁寧な、細かく作業を改善することやジョブ型農業生産）機会に繋がっているといったことがあげられる。そして農村地域にとっては移住に繋がっている。

当事者にとっては、自己肯定感を持つことができる、やりたいことが見つかる、役割が見つ

かる、生活訓練できる、就労訓練できる、就職できるといったことがあげられる。

これらの取組みにより、生活困窮者等の社会復帰や自立の促進、都市から農村への移住、農村・農業の労働力の創出といった可能性を見出せるのである。

(2) 都市近郊農業地域での取組み

都市近郊農業地域にとっては、耕作放棄地の管理、繁忙期の労働力の確保、新たな地域ブランドの創設などに繋がる。

当事者にとっては、自己肯定・自立訓練・社会復帰などに繋がる。また様々な協力や支援を得られやすいことから起業の機会となり、その中で気持ちの分かる元当事者による訓練機会となる。そして生活環境を変えると不安を抱く、より強く生きづらさを抱える者も事前に都市近郊農業地域において訓練することで、農村へ移住できる可能性がある。

このように、身近な場所において生活困窮者等の社会復帰や自立を促し、起業の機会、農業の労働力確保、さらには農村移住・就農へのステップとなる機会を見出せるのである。

(3) 新たなモデル

上で見た2つの取組みは、貧困や格差の広がる我が国における生活困窮者の農業による就労訓練モデルとなる。

現状の取組みを分析・分類すると、農福連携の「福」の対象が広がり、生活困窮者となる。また単に生活困窮者が農業生産に地域内で従事するのではなく、農業体験を通じて社会復帰させる訓練を都市と農村が連携して行う、あるいは都市近郊で行うというものだ。

都市と農村を結ぶモデルとしては、一つは「都市・農村地域連携型農業就労訓練モデル」、一つは「都市・都市近郊・農村地域連携型農業就労訓練モデル」となる。

3 公共職業訓練を行う財団法人大阪生涯職業教育振興協会の事業を引き継いだ組織。平成20年に社団法人おおさか人材雇用開発人権センターや財団法人大阪府人権協会、NPO法人おおさか若者就労支援機構など5団体が出資し、有限責任事業組合大阪職業教育協働機構を設立した。その実施機関が「大阪地域職業訓練センター」である。

そして都市近郊農業地域（あるいは都市農業地域）での就労訓練というのは、「地域内型農業就労訓練モデル」といえる。なお、これは広域合併した弘前市でも市街地と農村地域で行うことができるモデルといえる。

6. 今後の取組みと可能性

(1) 取り組むための課題

今後、こうした生活困窮者を対象とした取組み、地域連携型の取組み、都市近郊農業地域での取組みを全国ですすめていくためには、以下のことが重要となる。

1) 周知・意識啓発

生活困窮者という言葉についての周知である。さらには生活困窮者自立支援制度についての周知も必要であり、まだまだ一般の人々は生活困窮者について知らないといっている。これは当事者やその家族を含めてである。また当事者や家族がこうした制度にどのようにアクセスしていけば良いかということが課題になっている。

周知・意識啓発については、国・地方自治体によるさらなるPR、そして何より重要なことは生活困窮者自立支援制度を普及させていくことである。また、引きこもりやコミュニケーションを苦手とする者が制度にアクセスできるよう周辺の者への周知などが重要である。

2) 体制整備、予算確保

生活困窮者を受け入れる側を支援できる体制を整備することが必要である。特に生活困窮者への理解促進、どのように生活困窮者とコミュニケーションを図るのか、どのような訓練プログラムを組めば良いのか、研修現場での支援員派遣などのサポートが重要となる。

生活困窮者自立支援法における就労訓練には、特別な予算が計上されておらず、報告した取組みではさまざまな交付金を利用してなんとか実施している。そのため今後も取組みを継続していくためには、人件費や委託費などのソフ

ト面に関する資金が不足する可能性がある。

体制の整備にあたっては、本稿で紹介したようなモデル創設、モデル普及のための専門家や行政による協力体制の構築、受入れ側（農業生産者）の発掘などが重要となる。

資金については、行政による報酬・助成金などの資金提供が必要であろう。ただし、これは単に社会保障費を増やすものでない。生活困窮者が就労すれば税金を支払ったり、あるいは将来の生活保護費を低減することに繋がれば、税収増や将来の社会保障費を減らすことに繋がるであろう。

(2) 今後の可能性

本稿でみてきた取組みは、農福連携の新たなモデルとなる可能性がある。それは都市から農村へ移住を促し、農村の過疎化・高齢化の緩和に貢献する。また都市と農村を交流させ、農村地域の新たな農業の労働力や担い手を生み出す可能性があるといえる。

さらに都市近郊農業地域や都市農業が新たな役割を持つ可能性がある。身近なところでの農業体験を通じて、障がい者だけでなく生活困窮者への生活訓練や就労訓練をすることができる。また農村移住への仲介役を果たすことができる。これは農業の新たな役割を見出すこととなる。

そしてこれらの取組みはこれまでの農福連携（障がい者の農業分野での就労）の可能性をさらに広げるものである。それは「福」の領域が広がるということであり、生きづらさを抱える者が役割を持ち、社会参加するということである。

仮に生活困窮者が農村へ移住、また社会復帰・自立することができれば、社会にとって社会的コストを減らすこと、人口減少時代において新たな労働力の確保、さらには「一億総活躍」「地方創生」にも繋がっていくのではないだろうか。

これらの取組みはまだ緒についたばかりであるが、今後の広がり期待したい。